

「令和7年度清酒製造事業者連携輸出事業」委託に係る企画提案競技実施要領

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が、令和7年度清酒製造事業者連携輸出事業（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、委託候補者を選定するための企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

1 実施内容

- (1) 委託業務名 令和7年度清酒製造事業者連携輸出事業
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月13日（金）まで
- (3) 委託上限額 5,280,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 業務内容 別紙「令和7年度清酒製造事業者連携輸出事業委託仕様書」のとおり

2 実施スケジュール

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年7月25日（金） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和7年7月30日（水） 17時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年8月 1日（金） |
| (4) 参加資格確認申請書の提出期限 | 令和7年8月 6日（水） 17時 |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和7年8月 8日（金） |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年8月19日（火） 17時 |
| (7) 審査会 | 令和7年8月25日（月） |
| (8) 審査結果の通知 | 令和7年8月27日（水） |
| (9) 契約締結 | 令和7年9月中旬頃 |

3 担当窓口

秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課 調整・食品振興チーム 主事 佐々木
住 所 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
電 話 018-860-2258
E-mail shokusan@pref.akita.lg.jp

4 参加資格の要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務の円滑な履行や迅速な連絡調整が可能な実施体制を整備すること。
- (7) 共同企業体（以下「JV」という。）での参加の場合、(1)～(6)の条件を満たす者で構成されること。なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案競技への参加はできない。

5 質問の受付

企画提案競技に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

- (1) 受付期限 令和7年7月30日（水）17時 必着
- (2) 提出方法 電子メールにより質問票【様式1】を提出すること。
※電話や訪問などによる質問は原則として受け付けないこととする。
- (3) 提出先 3の担当窓口
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和7年8月1日（金）までに県公式webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。
※掲載先 県政情報＞電子手続き・入札・補助金等＞電子入札・入札・コンペ＞コンペ情報
- (5) その他 本企画提案競技に関する事項について、事務局に対する照会及び連絡等は、本要領に定める手続以外は受理しない。

6 参加資格の確認

参加を希望する者は、次のとおり参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出書類
 - ・企画提案競技参加資格確認申請書【様式2】
 - ・会社概要【様式3】
 - ・事業共同体結成届【様式4】（該当者のみ）
 - ・「賃金水準の向上」及び「女性活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票【様式5】（該当者のみ）
- (2) 提出期限 令和7年8月6日（水）17時
- (3) 提出先 3の担当窓口
- (4) 提出方法 電子メールによりPDF形式のデータで提出すること。
- (5) 結果通知 令和7年8月8日（金）までに電子メール等により通知する。
- (6) 留意事項
 - ① 期限まで提出しない者または参加資格が認められなかった者は、参加できない。
 - ② 審査会までに上記4の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。
 - ③ 参加資格確認後に辞退する場合は、参加辞退届【様式6】を提出すること。

7 企画提案書等の提出

参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類の構成

① 企画提案書【任意様式】

次の項目により、作成すること。

- ・企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判 横書きで、15ページ以内（表紙・裏表紙除く）とする。
- ・企画提案書には、別紙業務委託仕様書のほか、次の（ア）～（ウ）の事項について、できる限り具体的な提案内容を記載すること。本事業は、令和7年度から令和8年度までの2年間の事業として、輸出実績の創出及び事業者の自走に向けた体制整備を行うことを想定しているが、予算の確保が確約されているものではない。

（ア）業務の実施体制（実務責任者の配置、危機管理の連絡体系等）

（イ）業務実施スケジュール（令和7年9月～3月）

（ウ）見積書（任意様式、消費税及び地方消費税を外税表記すること。）

企画提案書の内容及び別紙業務委託仕様書を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（秋田県知事あて）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上、提出すること。なお、見積額が1（3）の契約上限額を上回った場合は審査の対象としない。

※見積書には、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

※経費は、個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるよう記載すること。

② その他、企画提案を説明するために必要な書類【任意様式】

③ 「賃金水準の向上」に関する加点措置を希望する場合は、【様式5】に加えて次の表をもとに算出方法と提出資料を選択し、必要となる資料を1部提出すること（該当者のみ）

＜賃金水準（給与額）の算出方法＞

I 役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率とする。

II 税務申告で提出した所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」による算出を基本とするが、県外の事業者等においては、秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として算出することも可能とする。

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

ア 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「(A) 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

※ i 直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(※令和7年の場合は、直近年の令和6年及びその前年の令和5年。)及びii事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料(任意様式)を提出すること。

イ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

※ iii 【様式5 (別紙)】参考様式を参照し提出すること。

ウ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)」における区分「(A) 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

※ iii 【様式5 (別紙)】参考様式を参照し提出すること。

エ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

※ iii 【様式5 (別紙)】参考様式を参照し提出すること。

オ 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表に関する加点措置を希望する場合は、「パートナーシップ構築宣言」の写しを提出すること。

④ 「女性の活躍推進」に関する加点措置を希望する場合は、【様式5】に加えて次の資料を1部提出してください。(該当者のみ)

区分	提出資料
一般事業主行動計画の策定・届出 (※1)	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定 (※2)	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定 (えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰 (※3) の受賞	表彰状の写し (写真可)

※1 「一般事業主行動計画の策定・届出」は従業員数100人以下の企業が加点対象。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

(2) 提出方法等

- ① 提出期限 令和7年8月19日(火) 17時 必着
- ② 提出方法 電子メールによりPDF形式のデータで提出すること
- ③ 提出先 3の担当窓口

(3) 留意事項

- ・参加資格確認後、提出期限までに企画提案書の提出がなかった参加者は辞退したものとする。
- ・一度提出した企画提案書等は、書換え・引換え又は撤回することはできない。
- ・提出された企画提案書は返却しないが、当該審査以外の目的で無断に使用することはない。提案書の機密保持に十分配慮する。

8 審査

県が設置する企画提案競技審査会において、参加者によるプレゼンテーション方式で審査を行い、委託候補者を選定する。

- (1) 日 時 令和7年8月25日(月) ※時間は参加者に別途通知
- (2) 場 所 ウェブ会議形式 ※詳細は参加者に別途通知
- (3) 実施方法 ① 企画提案書等により、参加者毎に説明及び質疑を行う。
② 所要時間は、原則1参加者あたり25分(説明15分、質疑10分)とする。
- (4) 結果通知 参加者に対し、令和7年8月27日(水)に審査結果を電子メール等で通知する。

9 契約に関する事項

- (1) 審査における第1順位者を委託候補者とし、随意契約に向けた見積依頼の相手方とする。第1順位者との契約が合意に至らなかった場合には、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 企画提案書には実現可能な内容を記載することとし、記載された内容は確実に履行すること。
なお、契約に際し、県と委託候補者の協議を踏まえ、企画提案書の内容について、追加、変更、又は削除を行うことができるものとする。
- (3) 本業務の受託者は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第177条第1項の規定により、契約保証金を支払うこととする。ただし、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第179条の規定により還付する。

10 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) 参加者が連合し又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

1 1 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (3) 参加者が提出した書類は返却しない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など、国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 参加者の企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 企画提案競技に関する説明会は開催しない。
- (7) 企画提案競技の審査結果は、後日、「美の国あきたネット」で公表する。

※ 掲載先 県政情報＞電子手続き・入札・補助金等＞電子入札・入札・コンペ＞コンペ情報